

令和6年5月30日提出

令和6年6月市議会定例会議案

(その2 議案第39号から議案第49号まで)

木更津市

令和6年6月市議会定例会議案目録（その2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第39号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	1
議案第40号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	3
議案第41号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	別冊
議案第42号	令和6年度木更津市一般会計補正予算（第2号）	財務部	別冊
議案第43号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	17
議案第44号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市長公室	18
議案第45号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	19
議案第46号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	22
議案第47号	工事請負変更契約の締結について	資産管理部	23
議案第48号	市道路線の廃止について	都市整備部	24
議案第49号	市道路線の認定について	都市整備部	27

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行に伴い、木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和 30 年木更津市条例第 69 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、同条例の一部を改正する条例を令和 6 年 3 月 30 日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専決第8号

木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月30日専決処分

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第17号

木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和30年木更津市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条中「により」の次に「、普通徴収又は」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「前条」を「第3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（普通徴収の手続）

第4条 前条の規定により普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月30日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、同条例の一部を改正する条例を令和6年3月30日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専決第9号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月30日専決処分

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第18号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第4項中「によつて」を「により」に、「うけた」を「受けた」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第3条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第3条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第

4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の

規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この条及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはな

いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規

定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合

計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所

得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、

当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条の4」に改め、同条第3項中「第34条の8第1項」の次に「、附則第5条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第34条の8第1項」に、「とする」を「と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同

項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第8条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第11条の2第4項を削る。

附則第11条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第12条中「又は第4項」を削る。

附則第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第14条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項

の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第17条の2及び第17条の3中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第17条の4及び第17条の5中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の6中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第18条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第19条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第19条の2中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第22条中「第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め

る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の3の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第43号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	大河原 敏 雄	□□□□□□□□□□

令和6年5月30日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員大河原敏雄氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 4 4 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 3 4 年木更津市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

木更津市民交 流プラザ整備 事業者選定委 員会	木更津市民交流プラ ザの整備に係る事業 者を選定するため、 調査、審議すること 。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 市民活動の推進の ため必要と認められ る者 3 市の職員	6 人以内	1 年以内
----------------------------------	---	-------------------	--	-------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市民交流プラザ整備事業者選定委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第45号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月30日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和50年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第4条第1項中「100分の8.01」を「100分の8.1」に改める。

第6条中「20,000円」を「18,000円」に改める。

第7条第1号中「24,000円」を「22,000円」に改め、同条第2号中「12,000円」を「11,000円」に改め、同条第3号中「18,000円」を「16,500円」に改める。

第8条中「100分の1.8」を「100分の1.99」に改める。

第9条中「10,000円」を「11,000円」に改める。

第10条中「100分の1.1」を「100分の1.29」に改める。

第11条中「10,000円」を「12,000円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「14,000円」を「12,600円」に改め、同号イ（ア）中「16,800円」を「15,400円」に改め、同号イ（イ）中「8,400円」を「7,700円」に改め、同号イ（ウ）中「12,600円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,400円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同号ア中「10,000円」を「9,000円」に改め、同号イ（ア）中「12,000円」を「11,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,000円」を「5,500円」に改め、同号イ（ウ）中「9,000円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号エ中「5,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「5万3千5百円」を「5万4千5百円」に改め、同号ア中「4,000円」を「3,600円」に改め、

同号イ（ア）中「4,800円」を「4,400円」に改め、同号イ（イ）中「2,400円」を「2,200円」に改め、同号イ（ウ）中「3,600円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,200円」に改め、同号エ中「2,000円」を「2,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,000円」を「2,700円」に改め、同号イ中「5,000円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「7,200円」に改め、同号エ中「10,000円」を「9,000円」に改め、同項第2号ア中「1,500円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,500円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同条第3項中「（当該減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）」を削り、同項第1号中「出産の日」の次に「。以下同じ。」を加え、同項第2号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」を削り、同号アからエまでを削り、同項第4号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」を削り、同号アからエまでを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の所得割額の税率の変更並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の税額の変更並びに地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第46号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月30日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第47号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和6年5月30日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（機械設備）
- 2 工 事 場 所 木更津市大久保三丁目9番1号
- 3 工 事 概 要 長寿命化工事における特別教室等の空調設備設置工事の追加
- 4 契 約 金 額 変更前 135,069,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 149,534,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契約の相手方 木更津市桜井805番地
株式会社小倉鑿井工業所
代表取締役 小倉 英樹

提案理由

令和5年12月13日に契約を締結した波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（機械設備）について工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第48号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり廃止する。

令和6年5月30日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 102 号 線	瓜倉字霞野869番地先
		瓜倉字吉割1043番地先
2	市 道 1065 号 線	瓜倉字中宿530番2地先
		瓜倉字中宿515番地先
3	市 道 1066 号 線	瓜倉字田迎194番2地先
		瓜倉字田迎179番1地先
4	市 道 1067 号 線	瓜倉字鯨87番3地先
		瓜倉字霞野840番地先
5	市 道 1068 号 線	瓜倉字安戸台419番4地先
		瓜倉字安戸台456番地先
6	市 道 1069 号 線	瓜倉字安戸台442番地先
		瓜倉字霞野849番1地先
7	市 道 1070 号 線	瓜倉字霞野790番地先
		瓜倉字霞野806番地先
8	市 道 1071 号 線	瓜倉字田迎90番3地先
		瓜倉字中宿506番地先
9	市 道 1072 号 線	瓜倉字田迎636番地先
		瓜倉字田迎635番地先
10	市 道 1073 号 線	瓜倉字倉田迎150番地先
		中島字河迎1486番2地先

1 1	市 道 1 0 7 4 号 線	瓜倉字鯨 1 6 0 番地先
		瓜倉字鯨 1 1 4 番地先
1 2	市 道 1 0 7 5 号 線	瓜倉字中宿 2 5 6 番地先
		瓜倉字中宿 2 4 7 番地先
1 3	市 道 1 0 7 6 号 線	瓜倉字田迎 5 6 2 番 3 地先
		瓜倉字田迎 5 5 7 番 1 地先
1 4	市 道 1 0 7 7 号 線	瓜倉字安戸台 3 7 3 番地先
		中島字勇野 3 6 4 4 番 3 地先
1 5	市 道 1 0 7 8 号 線	瓜倉字安戸台 7 4 8 番地先
		瓜倉字安戸台 7 4 9 番地先
1 6	市 道 1 0 7 9 号 線	中島字柳原 1 0 8 0 番地先
		中島字柳原 1 0 4 7 番地先
1 7	市 道 1 0 8 0 号 線	中島字山の台 1 1 4 6 番地先
		中島字山の台 1 1 6 3 番地先
1 8	市 道 1 0 8 1 号 線	瓜倉字倉田迎 2 8 6 番地先
		瓜倉字倉田迎 3 0 6 番地先
1 9	市 道 1 0 8 2 号 線	瓜倉字安戸台 7 5 2 番地先
		瓜倉字安戸台 7 5 8 番地先
2 0	市 道 1 0 8 9 号 線	瓜倉字霞野 8 7 6 番地先
		瓜倉字霞野 8 9 5 番 1 地先
2 1	市 道 1 2 3 8 号 線	瓜倉字鯨 3 8 番 1 地先
		瓜倉字安戸台 4 4 2 番地先
2 2	市 道 1 3 4 5 号 線	金田東五丁目 2 6 番地先
		瓜倉字霞野 8 6 3 番 3 地先
2 3	市 道 1 3 4 6 号 線	瓜倉字安戸台 7 5 1 番 2 地先
		瓜倉字中宿 2 5 6 番 1 地先

提案理由

用途廃止及び起終点変更に伴い市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第49号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和6年5月30日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 2 5 3 9 号 線	中里字光582番7地先
		中里字光582番13地先
2	市 道 2 5 4 0 号 線	中里字光582番7地先
		中里字光582番13地先
3	市 道 2 5 4 1 号 線	高柳三丁目5363番3地先
		高柳三丁目5363番10地先
4	市 道 1 3 5 0 号 線	瓜倉字吉割1019番12地先
		瓜倉字吉割1019番24地先
5	市 道 2 5 4 2 号 線	高柳字下花立1569番20地先
		高柳字下花立1569番17地先
6	市 道 2 5 4 3 号 線	高柳字下花立1565番14地先
		高柳字下花立1565番8地先
7	市 道 5 1 1 9 号 線	請西字望地谷873番7地先
		請西字望地谷873番7地先
8	市 道 2 5 4 4 号 線	久津間字一丁目325番3地先
		久津間字一丁目325番6地先
9	市 道 2 5 4 5 号 線	長須賀字中央358番2地先
		長須賀字中央358番5地先
10	市 道 2 5 4 6 号 線	岩根四丁目559番5地先
		岩根四丁目559番18地先

1 1	市 道 1 0 2 号 線	瓜倉字吉割 1 1 6 2 番 1 地先
		瓜倉字吉割 1 0 4 3 番地先
1 2	市 道 2 7 7 - 1 号 線	瓜倉字田迎 1 5 2 番 1 地先
		瓜倉字田迎 1 8 4 番地先
1 3	市 道 2 7 7 - 2 号 線	瓜倉字田迎 6 2 6 番 1 地先
		中島字山の台 1 1 2 7 番地先
1 4	市 道 2 7 8 - 1 号 線	瓜倉字霞野 8 5 9 番地先
		畔戸字出来河原 1 9 4 5 番地先
1 5	市 道 2 7 8 - 2 号 線	瓜倉字霞野 7 8 4 番地先
		瓜倉字田迎 1 3 3 番 2 地先
1 6	市 道 2 7 8 - 3 号 線	中島字山の台 1 1 5 8 番 2 地先
		中島字柳原 9 9 0 番 1 地先
1 7	市 道 2 7 9 号 線	瓜倉字霞野 8 3 7 番地先
		中島字船倉 1 4 9 5 番 3 地先
1 8	市 道 2 8 0 - 1 号 線	瓜倉字鯨 1 5 9 番 3 地先
		瓜倉字鯨 1 8 番地先
1 9	市 道 2 8 0 - 2 号 線	中島字柳原 1 0 4 6 番地先
		中島字柳原 1 0 2 3 番 1 地先
2 0	市 道 1 3 4 5 号 線	金田東五丁目 2 6 番地先
		中島字高砂 2 5 5 8 番 3 地先
2 1	市 道 1 3 5 1 号 線	瓜倉字田迎 1 8 6 番 1 地先
		瓜倉字田迎 1 9 4 番 2 地先
2 2	市 道 1 3 5 2 号 線	畔戸字出来河原 1 9 5 9 番 1 地先
		畔戸字出来河原 1 9 5 6 番地先
2 3	市 道 1 3 5 3 号 線	瓜倉字鯨 1 3 番 3 地先
		瓜倉字鯨 2 1 9 番地先
2 4	市 道 1 3 5 4 号 線	瓜倉字鯨 8 1 番 1 地先
		瓜倉字鯨 6 4 番 2 地先

25	市道 1355 号線	中島字柳原1021番1地先
		中島字柳原934番2地先
26	市道 1356 号線	瓜倉字霞野881番地先
		瓜倉字霞野886番地先
27	市道 1357 号線	瓜倉字霞野904番地先
		畔戸字出来河原1898番2地先
28	市道 1358 号線	畔戸字出来河原1956番地先
		畔戸字出来河原1918番3地先
29	市道 1359 号線	瓜倉字霞野907番地先
		瓜倉字霞野886番地先
30	市道 1360 号線	瓜倉字霞野884番2地先
		瓜倉字霞野3561番2地先
31	市道 1361 号線	瓜倉字霞野876番地先
		瓜倉字霞野895番1地先
32	市道 1362 号線	瓜倉字霞野884番2地先
		瓜倉字霞野870番2地先
33	市道 1363 号線	瓜倉字安戸台460番地先
		瓜倉字安戸台490番2地先
34	市道 1364 号線	瓜倉字霞野845番2地先
		瓜倉字安戸台365番2地先
35	市道 1365 号線	瓜倉字安戸台492番1地先
		瓜倉字安戸台491番地先
36	市道 1366 号線	瓜倉字霞野803番地先
		瓜倉字安戸台367番3地先
37	市道 1367 号線	瓜倉字霞野802番1地先
		瓜倉字霞野803番地先
38	市道 1368 号線	瓜倉字霞野802番2地先
		瓜倉字安戸台424番地先

39	市道 1369 号線	瓜倉字安戸台494番地先
		瓜倉字安戸台493番地先
40	市道 1370 号線	瓜倉字安戸台425番3地先
		瓜倉字安戸台424番地先
41	市道 1371 号線	瓜倉字田迎180番地先
		瓜倉字安戸台341番地先
42	市道 1372 号線	瓜倉字田迎177番2地先
		瓜倉字安戸台441番1地先
43	市道 1373 号線	中島字勇野371番地先
		瓜倉字安戸台419番5地先
44	市道 1374 号線	瓜倉字霞野845番1地先
		瓜倉字安戸台420番1地先
45	市道 1375 号線	瓜倉字霞野797番地先
		瓜倉字霞野799番地先
46	市道 1376 号線	瓜倉字安戸台436番4地先
		瓜倉字田迎153番地先
47	市道 1377 号線	瓜倉字田迎153番地先
		瓜倉字田迎279番地先
48	市道 1378 号線	瓜倉字霞野851番地先
		瓜倉字安戸台721番2地先
49	市道 1379 号線	瓜倉字霞野791番地先
		瓜倉字霞野795番地先
50	市道 1380 号線	瓜倉字霞野855番地先
		瓜倉字霞野854番1地先
51	市道 1381 号線	瓜倉字安戸台497番3地先
		瓜倉字安戸台719番1地先
52	市道 1382 号線	瓜倉字安戸台439番地先
		瓜倉字安戸台334番地先

53	市道 1383 号線	瓜倉字安戸384番2地先
		瓜倉字安戸台329番3地先
54	市道 1384 号線	瓜倉字田迎176番4地先
		瓜倉字田迎274番3地先
55	市道 1385 号線	瓜倉字安戸台377番5地先
		瓜倉字安戸台375番1地先
56	市道 1386 号線	瓜倉字田迎176番2地先
		瓜倉字田迎635番地先
57	市道 1387 号線	瓜倉字田迎577番3地先
		瓜倉字田迎575番1地先
58	市道 1388 号線	瓜倉字中宿240番1地先
		瓜倉字中宿71番地先
59	市道 1389 号線	瓜倉字田迎639番地先
		瓜倉字鯨35番1地先
60	市道 1390 号線	中島字早稻田2798番地先
		瓜倉字鯨35番1地先
61	市道 1391 号線	瓜倉字田迎612番地先
		瓜倉字鯨163番5地先
62	市道 1392 号線	瓜倉字田迎639番地先
		瓜倉字中宿549番3地先
63	市道 1393 号線	瓜倉字田迎95番1地先
		瓜倉字中宿548番地先
64	市道 1394 号線	瓜倉字出戸132番3地先
		瓜倉字中宿55番1地先
65	市道 1395 号線	瓜倉字田迎550番地先
		瓜倉字田迎90番3地先
66	市道 1396 号線	瓜倉字田迎612番地先
		瓜倉字中宿48番1地先

67	市道 1397 号線	瓜倉字田迎621番1地先
		瓜倉字田迎614番地先
68	市道 1398 号線	瓜倉字田迎571番1地先
		瓜倉字田迎554番2地先
69	市道 1399 号線	瓜倉字田迎570番1地先
		瓜倉字中宿504番2地先
70	市道 1400 号線	瓜倉字中宿504番2地先
		瓜倉字中宿246番1地先
71	市道 1401 号線	瓜倉字中宿501番地先
		瓜倉字鯨174番1地先
72	市道 1402 号線	瓜倉字中宿244番地先
		瓜倉字中宿241番地先
73	市道 1403 号線	瓜倉字中宿503番地先
		瓜倉字鯨171番地先
74	市道 1404 号線	瓜倉字中宿254番地先
		瓜倉字中宿248番地先
75	市道 1405 号線	瓜倉字鯨104番地先
		瓜倉字鯨202番地先
76	市道 1406 号線	瓜倉字鯨122番地先
		瓜倉字鯨169番地先
77	市道 1407 号線	瓜倉字田迎567番地先
		瓜倉字田迎568番地先
78	市道 1408 号線	瓜倉字安戸台327番地先
		瓜倉字安戸台326番3地先
79	市道 1409 号線	瓜倉字田迎140番4地先
		瓜倉字田迎135番2地先
80	市道 1410 号線	瓜倉字安戸台400番1地先
		瓜倉字安戸台414番地先

8 1	市 道 1 4 1 1 号 線	瓜倉字安戸台 7 5 3 番 1 地先
		瓜倉字安戸台 4 0 0 番 2 地先
8 2	市 道 1 4 1 2 号 線	瓜倉字安戸台 4 1 4 番地先
		瓜倉字田迎 1 3 0 番地先
8 3	市 道 1 4 1 3 号 線	瓜倉字安戸台 3 9 0 番地先
		瓜倉字安戸台 3 1 7 番 4 地先
8 4	市 道 1 4 1 4 号 線	瓜倉字安戸台 3 1 8 番 2 地先
		瓜倉字田迎 2 9 5 番 1 地先
8 5	市 道 1 4 1 5 号 線	瓜倉字田迎 2 9 8 番 1 地先
		瓜倉字田迎 1 4 9 番 1 地先
8 6	市 道 1 4 1 6 号 線	瓜倉字田迎 1 4 4 番 1 地先
		瓜倉字田迎 1 4 4 番 1 地先
8 7	市 道 1 4 1 7 号 線	瓜倉字安戸台 3 9 2 番 2 地先
		瓜倉字安戸台 3 1 5 番地先
8 8	市 道 1 4 1 8 号 線	瓜倉字安戸台 4 0 5 番地先
		瓜倉字安戸台 3 9 1 番地先
8 9	市 道 1 4 1 9 号 線	瓜倉字安戸台 3 1 1 番地先
		瓜倉字安戸台 3 1 2 番地先
9 0	市 道 1 4 2 0 号 線	瓜倉字田迎 1 3 0 番地先
		瓜倉字安戸台 7 5 5 番地先
9 1	市 道 1 4 2 1 号 線	瓜倉字霞野 7 7 0 番地先
		瓜倉字霞野 7 6 9 番地先
9 2	市 道 1 4 2 2 号 線	瓜倉字安戸台 3 9 7 番地先
		瓜倉字安戸台 3 9 8 番 2 地先
9 3	市 道 1 4 2 3 号 線	中島字山の台 1 1 4 8 番 2 地先
		中島字山の台 1 1 4 8 番 2 地先
9 4	市 道 1 4 2 4 号 線	中島字山の台 1 1 5 0 番地先
		中島字山の台 1 0 8 5 番地先

95	市道 1425 号線	瓜倉字田迎566番地先
		瓜倉字田迎564番2地先
96	市道 1426 号線	中島字山の台1144番1地先
		中島字山の台1112番地先
97	市道 1427 号線	中島字山の台1140番地先
		中島字山の台1143番地先
98	市道 1428 号線	中島字山の台1128番2地先
		中島字山の台1110番地先
99	市道 1429 号線	中島字山の台1085番地先
		中島字山の台1112番地先
100	市道 1430 号線	中島字山の台1123番地先
		中島字山の台1138番地先
101	市道 1431 号線	中島字山の台1166番1地先
		中島字山の台1122番1地先
102	市道 1432 号線	中島字山の台1152番2地先
		中島字山の台1119番地先
103	市道 1433 号線	中島字山の台1157番地先
		中島字山の台1122番1地先
104	市道 1434 号線	中島字柳原1040番1地先
		中島字山の台1087番地先
105	市道 1435 号線	中島字柳原1066番地先
		中島字柳原1044番地先
106	市道 1436 号線	中島字柳原1070番3地先
		中島字柳原1076番2地先
107	市道 1437 号線	中島字山の台1163番地先
		中島字柳原1019番3地先
108	市道 1438 号線	中島字山の台1087番地先
		中島字山の台1093番地先

1 0 9	市 道 1 4 3 9 号 線	中島字柳原 1 0 6 1 番地先
		中島字柳原 1 0 6 3 番地先
1 1 0	市 道 1 4 4 0 号 線	瓜倉字霞野 8 5 8 番 1 地先
		瓜倉字霞野 8 7 1 番 1 地先
1 1 1	市 道 1 4 4 1 号 線	瓜倉字霞野 8 5 8 番 1 地先
		瓜倉字霞野 7 9 1 番地先
1 1 2	市 道 1 4 4 2 号 線	瓜倉字田迎 1 5 3 番地先
		瓜倉字田迎 1 5 3 番地先
1 1 3	市 道 1 4 4 3 号 線	瓜倉字田迎 6 2 9 番 2 地先
		瓜倉字田迎 6 2 9 番 2 地先
1 1 4	市 道 1 4 4 4 号 線	瓜倉字鯨 1 5 6 番地先
		中島字早稲田 2 7 9 8 番地先
1 1 5	市 道 1 4 4 5 号 線	瓜倉字鯨 2 3 番地先
		瓜倉字鯨 3 5 番 1 地先
1 1 6	市 道 1 4 4 6 号 線	瓜倉字霞野 8 6 5 番地先
		瓜倉字霞野 8 6 3 番 3 地先
1 1 7	市 道 1 4 4 7 号 線	瓜倉字霞野 7 7 9 番地先
		瓜倉字安戸台 7 6 5 番 1 地先
1 1 8	市 道 1 4 4 8 号 線	瓜倉字中宿 4 9 9 番地先
		中島字柳原 1 0 8 0 番地先
1 1 9	市 道 1 4 4 9 号 線	中島字柳原 1 0 2 6 番地先
		中島字柳原 9 3 7 番 5 地先
1 2 0	市 道 1 4 5 0 号 線	瓜倉字田迎 1 4 9 番 1 地先
		瓜倉字田迎 1 4 9 番 1 地先
1 2 1	市 道 1 4 5 1 号 線	瓜倉字田迎 6 2 5 番 2 地先
		瓜倉字田迎 6 2 5 番 2 地先
1 2 2	市 道 1 4 5 2 号 線	瓜倉字鯨 2 1 7 番 1 地先
		瓜倉字中宿 2 2 3 番 2 地先

提案理由

開発行為及び土地区画整理事業により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。